平成２３年（フ）第５８９号
愛知県豊田市神池町２丁目1236番地566
債務者　大宅　大輔
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代　清一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３９０号
愛知県豊橋市小島町字南島30番地
債務者　冨田　一枝
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　隆穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３９１号
愛知県豊橋市大脇町大脇33―５　プリエール102、住民票上の住所愛知県豊橋市小島町字南島30番地
債務者　冨田　大輔
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　隆穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第７５２号
大阪府富田林市須賀１丁目32番10号
債務者　池田佐代子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丑野　正仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７５６号
堺市南区城山台２丁３番３―207号
債務者　杉本　邦彦
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丑野　正仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７８３号
大阪府河内長野市自由ケ丘１番２―608号
債務者　中村　　晃
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丑野　正仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
熊本県玉名郡長洲町大字宮野917番地
債務者　山本　義範
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉井　秀広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第１９号
山口県周南市城ケ丘５丁目７番36号
債務者　江口　光則
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　通山　和史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第５３７号
長崎県長崎市西山２丁目28番７―403号
債務者　城戸　藤武
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　尚志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５０号
熊本市野中１丁目８番１号　インフィニティ野中203号室
債務者　田中　勝則
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　聡廣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第４４号
宮崎市大塚町樋ノ口1959番地１　サンフローラルハイツ303号、旧住所宮崎市大字富吉758番地２
債務者　川越　尚子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三島里都子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３４９号
福井県越前市千合谷町第25号44番地
債務者　山本　宗嗣（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝田　　輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月５日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３３０３号
札幌市清田区北野４条３丁目４番26号　ビューティ４・３―B101号
債務者　中下　和子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３９５号
札幌市手稲区新発寒６条８丁目５番７号
債務者　寺澤　彰洋
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４１１号
札幌市南区藤野２条12丁目１番10―201号
債務者　澁谷　秀子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５１８号
札幌市北区篠路３条８丁目２番10号　ＧＬｏｒｙ105号
債務者　花田　哲明
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５１９号
札幌市北区篠路３条８丁目２番10号　ＧＬｏｒｙ105号
債務者　花田　雄子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部